

今年度から経験者採用選考も始まり、幅広い年齢の方が受験できるようになりました。

令和8年度 中野区職員福祉(経験者・保育士)採用選考案内

令和8年7月1日
中野区

1 採用区分、職種及び採用予定数等

採用区分	職種	職務	勤務場所	採用予定数
経験者1級職	福祉	保育士	保育園等	若干名
経験者2級職(主任)				若干名

※勤務場所は敷地内禁煙です。勤務時間中は禁煙です。

2 受験資格

国籍を問わず、次の(1)～(3)のすべてに該当する方が受験できます

(1)年齢

昭和40年4月2日以降に生まれた方

(2)資格

保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けている方

(3)業務従事歴

① 1級職

当該職種に関係のある業務従事歴が、採用予定日の前日において、直近12年中6年以上ある方

② 2級職(主任)

当該職種に関係のある業務従事歴が、採用予定日の前日において、直近16年中10年以上ある方

※ 日本国籍を有していない方の場合、次のいずれかに該当する方は受験できます

ア 出入国管理及び難民認定法別表第2(永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者)に掲げる在留資格を有している方

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者の方

※ 地方公務員法で選考を受けることができないとされる方は受験できません(電子申請時の入力フォームの説明を参照のこと)

※ 現に中野区職員である方は受験できません(教育公務員、臨時的任用職員会計年度任用職員、非常勤職員及び任期付職員を除く)

※ 本選考と、現在募集している「中野区職員福祉(Ⅱ類・保育士)」との併願申込はできません。いずれか一つを選択の上、お申し込みください。

3 受験資格における当該職種に関係ある業務従事歴について

当該職種に関係のある業務従事歴とは、次の施設又は事業における保育士（地域限定保育士を含む。）、幼稚園教諭又は保育教諭の業務従事歴を指します。具体的な対象業務は以下のとおりです。

- 児童福祉法第6条の3第9項の規定による家庭的保育事業
- 児童福祉法第6条の3第10項の規定による小規模保育事業
- 児童福祉法第6条の3第11項の規定による居宅訪問型保育事業
- 児童福祉法第6条の3第12項の規定による事業所内保育事業
- 児童福祉法第7条第1項の規定による児童福祉施設（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、里親支援センター）
- 児童福祉法第59条の2第1項の規定による届出を行った施設（いわゆる認可外保育施設）
- 学校教育法第1条の規定による幼稚園
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項の規定による認定こども園

4 受験資格における業務従事歴の期間の計算

- 満20歳に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以降の期間について、通算します。
- 保育士資格又は地域限定保育士資格を取得し、都道府県知事等の登録を受けた後の期間について、通算します。
- 1事業所に週20時間以上従事した期間を通算します。
- 1年以上1事業所に従事した期間について、複数のものを通算することができます。ただし、従事した期間が重複している場合、重複期間は1事業所のみ通算します。

※ その他、業務従事歴の取扱いについては区HP掲載の「業務従事歴に関するQ&A」をご確認ください。



5 採用予定日

令和9年4月1日以降

6 選考日程及び選考方法等

(1) 第1次選考

選考日	令和8年8月23日（日） ※集合時間は受験票に記載して通知します	
選考会場	中野区役所 本庁舎	
選考方法	作文	課題式（800字以上～1200字以下） 80分
合格発表	令和8年9月上旬予定（第1次選考受験者全員に通知）	

(2) 第2次選考

第1次選考合格者に対し、下記により実施します。

選考日	令和8年9月上旬～中旬予定 ※集合時間は第1次選考結果通知と併せて通知します	
選考会場	中野区役所 本庁舎	
選考方法	個別面接	人物及び職務に関連する知識など
合格発表	令和8年9月下旬予定(第2次選考受験者全員に通知)	

7 最終合格者の決定

第1次選考、第2次選考の結果を総合的に判定し、最終合格者を決定します。

8 申込手続

申込方法	インターネットによる申請(電子申請) 右記の2次元コードまたはURL(https://logoform.jp/form/Trw5/1643083)から電子申請サービスにアクセスし、画面の指示に従い全ての必須項目を正しく入力して、受付期間中に送信してください。 ※申込後、受付完了をお知らせするメールが届いているか、必ず確認してください	
申込期間	令和8年7月1日(水)午前9時から令和8年8月6日(木)午後5時まで ※期間中に正常に受信したものを有効とします	
受験票交付	申込期間終了後～令和8年8月17日(月)までに受験票登録をお知らせするメールを送信します。メールが届いたら、電子申請サービスにアクセスして印刷し、顔写真を貼り、受験票部分を切り取って、選考当日に必ず持参してください。 ※8月19日(水)までにメールが届かない場合は、総務部職員課人事係(Tel03-3228-8041)へご連絡ください	

※システム障害など、予期しない機器の停止や通信トラブル等によりお申込みいただけなかった場合でも、誠に申し訳ございませんが、当区では責任を負いかねます。なお、当区側のシステム障害等によりお申込み手続が行えない状況が発生した際には、状況を確認させていただきますので、お手数をおかけいたしますが、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

9 勤務条件について

(1)給 与(令和8年4月1日現在)

採用区分	経験者1級職	経験者2級職(主任)
月 額	約290,760円	約330,480円

※1 上記月額には地域手当が含まれています

※2 その他、期末・勤勉手当、通勤手当、扶養手当、住居手当等の手当があります

※3 採用前の職務経験等について、一定の基準により加算される場合があります。

※4 採用されるまでに給与改定や制度改正が行われた場合は、その額によります

(2)勤務時間

勤務日：月曜日～土曜日のうち週5日間(土曜日は8週間を通じて2回勤務)

勤務時間：午前7時00分(早番)から午後7時30分まで(遅番)の間において、1日7時間45分

※上記の勤務時間以外の勤務時間が割り振られる場合もあります

(3)休 暇

年次有給休暇が年20日付与されます。ただし、採用された年(4月1日採用の場合)は15日付与となります。そのほか、夏季休暇、慶弔休暇、妊娠出産休暇、育児休業等があります。

採用されるまでに、制度改正が行われた場合、改正後の制度を適用します。

10 その他

- (1) 採用内定者については、児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号)に基づき、本採用選考の最終合格後から採用内定前までに「保育士特定登録取消者管理システム」を活用し特定登録取消者に該当するかどうか確認します。照会の結果、特定登録取消者に該当することが判明した場合は、採用しないことがあります。

- (2) 令和8年12月25日から施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。)に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、申込時に特定性犯罪の前科の有無を確認いたしますので、ご了承の上お申し込みください。確認の結果、特定性犯罪の前科が判明した場合、採用しない場合があります。なお、採用に至るまでの過程で、特定性犯罪の前科について虚偽の申告をした場合は、内定の取消事由に該当します。

11 問合せ先

〒164-8501 東京都中野区中野4-11-19

中野区総務部職員課人事係

TEL 03(3228)8041